

許 可 申 請 書 (建築)

東京都風致地区条例第3条の規定により、下記のとおり許可の申請をします。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

新宿区長 あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ( )

記

(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(1) 建築主の住所及び氏名					電話 ( )
(2) 代理者の住所及び氏名					電話 ( )
(3) 敷地の地名地番					
(4) 地域・地区					
(5) 建築物の主要用途			(6) 工事種別		
(7) 構造			(8) 最高の高さ及び階数	m 地上 階・地下 階	
	申請部分	申請以外の部分	合計	(12) 敷地面積に対する割合	(13) 敷地面積に対する割合の限度
(9) 敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
(10) 建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
(11) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
	①	( )	( )	( )	
	②	( )	( )	( )	
	③	( )	( )	( )	
	④	( )	( )	( )	
(14) 壁面後退距離	道路側			m	m
	隣地側			m	m
				m	m
				m	m
※ (15) 備考					
※受付欄				※ 許 可 番 号 欄	
				年 月 日	
				第 号	

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 「(4)地域・地区」欄には、当該地域又は地区における建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、敷地面積に対するそれぞれの割合を記入してください。  
 3 「(11)延べ面積」欄の( )内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。  
 ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分  
 ② 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分  
 ③ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分  
 ④ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められた区域内において、住宅の用途に供する部分